
監査委員公表

那監公表第 2 号
平成 22 年 6 月 15 日
掲示済

那覇市監査委員 慶 利光
同 宮里 善博
同 大浜 安史
同 仲松 寛

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

第1 監査の請求

1 請求人

元安 一明

2 請求書の提出

平成 22 年 4 月 19 日

3 請求の要旨

監査請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案して、請求の要旨を次のように解した。

- (1) 那覇市教育委員会(以下「委員会」という。)は、 P T A に車両の保管場所として目的外使用を許可し、那覇市行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除申請のあつた 35 台分の使用料 206 万円を免除した。これは違法又は不当な財産の管理を怠ったものであり、市に損害を与えた。
- (2) 委員会は、真和志中学校 3 号棟校舎 1 階の階段下、小禄中学校の教室を校内売店として施設の目的外使用を許可した。貸付面積等が不明のため損害額は算出できないが、違法又は不当な財産の管理を怠る事実であり是正を求める。
- (3) 委員会は、教職員の P T A 関連の行事、会議、研究大会等に参加するにあたって、職務専念義務免除を付与している。公務としての処理は給与を支払ったものとみなされ、不当である。職務専念義務免除で処理するのではなく、当該職員の休日で処理するよう措置を求める。
- (4) 平成 20 年度地方教育費調査「 P T A 寄付等」の補助票によると、総額 1 億 3,010 万 2 千円のうち、消費的支出のなかの、その他教育活動費 1,668 万 5 千円、管理費 1,618 万 8 千円、補助活動費 155 万 8 千円、所定支払金 367 万 8 千円、資本的支出のなかの設備・備品費 933 万 4 千円、図書購入費 3,389 万 3 千円、合計 8,133 万 6 千円は公費で賄われるべきである。那覇市の歳入として処理されるべきで、これを損害とみなすものである。
- (5) 安謝小学校と曙小学校において、 P T A 事務机は学校事務室の一角に使用許可申請なしに設置し、通年占用している。安謝小学校の事務室使用料 4 万 806 円、曙小学校の事務室使用料 4 万 6,702 円について、その補填を求める。
- (6) 曙小学校 P T A から小学校へ冷水機、冷房機が寄贈されたが、備品登録されていない。管理台帳にない設備についての電気料金等、不当な公費支出による損害金 7 万 8,952 円について、その補填を求める。

(7) 委員会の使用許可が無いにもかかわらず、真和志中学校のPTA資料室、古藏中学校のPTA室、那霸中学校の那霸中同窓会、PTA研修室、おやじの会、首里中学校のPTA研修室を使用しているので是正措置を求める。

4 事実証明書

学校施設使用許可書(駐車場)
学校施設使用許可書(売店)
職務専念義務免除承認申請書
PTA寄付金等の補助票(学校用)
施設管理課用地グループ作成資料
公文書部分公開決定通知書

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成22年4月26日に受理した。

第3 監査の実施

1 請求人及び関係職員の証拠の提出、陳述等

措置請求のあった後、請求人及び関係職員から証拠の提出を受けた。

また、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年5月18日、請求人及び関係職員から本件措置請求事情聴取等を受けた。

2 監査対象事項

行政財産の管理を怠たり、市に損害を生じさせたという請求人の指摘について、違法又は不当にあたるか否かについて監査を実施した。

なお、請求の要旨(3)のPTA関連の行事等への職務専念義務免除による参加を当該職員の休日で処理するよう措置を求めていたが、これは職員の服務に係ることであり、また、請求の要旨(4)の平成20年度地方教育費調査「PTA寄付等」については、委員会による財務会計上の行為はないので監査の対象外である。

3 監査対象部局

教育委員会 生涯学習部施設課
学校教育部学校教育課及び学務課

第4 監査の結果

1 事実の確認

監査の結果以下の事実を確認した。なお、請求の要旨(3)及び(4)は、監査の対象外であることから省略する。

- (1) 市内各中学校のPTA会長からPTAが保有する車両35台分の学校施設使用許可申請及び行政財産使用料減免申請があり、那覇市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、学校施設使用許可条件を付し、那覇市公有財産規則第30条第1項第2号及び那覇市学校施設の使用に関する規則第2条に基づき使用許可し、使用料については那覇市行政財産使用料条例第4条第1項第2号に基づき免除している。
- (2) 真和志中学校PTA会長及び小禄中学校PTA会長から、校内売店の学校施設使用許可申請及び行政財産使用料減免申請があり、教育長は学校施設使用許可条件を付し、那覇市公有財産規則第30条第1項第2号及び那覇市学校施設の使用に関する規則第2条に基づき使用許可し、使用料については那覇市行政財産使用料条例第4条第1項第2号に基づき免除している。
- (5) 学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示した文科省の「小学校施設整備指針」において、「PTA活動の拠点となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状等とすることが望ましい」とのことから、安謝小学校長及び曙小学校長はPTA事務机の配置を認めている。
- (6) 冷水機については、その設置に当たって、設置位置、電気容量、給排水方法等、寄贈物品の受け入れに関する事務取扱要領(以下「要領」という。)に基づき委員会と事前調整を行なったうえで設置され、設置後は、学校からの寄贈備品の報告を受け、委員会において備品登録し管理している。
冷房機についても、同様に設置に当たっては、設置位置、電気容量、排水方法等、要領に基づき委員会と事前調整を行なったうえで、寄贈申請の手続きにより設置され、設置後は委員会において管理している。
- (7) 「那覇中学校同窓会」「那覇中学校おやじの会」から、それぞれ同会長名で学校施設使用許可申請があり、那覇市公有財産規則第30条第1項第4号及び那覇市学校施設の使用に関する規則第2条に基づき、那覇中学校長は、これを許可している。
その他、4中学校のPTA室等については、文部科学省の「中学校施設整備指針」において、「PTAの活動の拠点となる場として計画することが重要である」とのことから、学校施設の一部と認められる。

2 監査委員の判断

P T Aは、学校行事や学校運営が円滑に行われるための団体であり、また、学校、地域及び家庭のパイプ役をはたすなど、学校における教育活動や地域と協働して子ども達の健全育成に密接にかかわっている団体である。

また、P T Aは保護者と教職員が相互に協力し合って、子ども達の健全育成を図る目的で組織された社会教育関係団体（教育関係団体）である。

P T A活動は公益性が高く、広義でいう公共的団体の一部を構成する団体として位置づけられ、併せて社会教育関係団体として社会教育法第10条、第11条及び第12条に基づき、委員会はP T Aの求めに応じ協力・支援を行ってきた。

法第157条に規定する公共的団体等は、「いやしくも公共的な活動を営むものはすべて公共的団体等に含まれ、法人たると否とを問わない」とされる」と解されており、商工会、青年会、婦人会等と同様に、P T Aも公共的団体として認められる。

以下、請求人の指摘に対して次のように判断する。

(1) 請求の要旨(1)のP T Aが保有する車両の駐車場の使用許可、及び請求の要旨(2)の売店を設置したことによって、市は違法又は不当に行政財産の管理を怠ったか否かについて

教育長は、公共的団体を協力・支援するに当たって、那覇市公有財産規則第30条第1項第2号によると、公共的団体において、公益事業の用に供する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができるとされている。

また、那覇市行政財産使用料条例第4条第1項第2号によると、公共的団体において、公益事業の用に供するため使用するときには、市長は使用料を減免することができるとされている。

P T Aが保有する車両は、部活動における生徒の送迎、夜間パトロール、環境整備に活用する等、P T A活動を円滑かつ効果的に実施するために、駐車場が確保されている。

また、教師が学校における生徒の学習活動、生徒指導及び教授活動の利便性を図るとともに、子ども達の福利厚生に供するため日常的に使用する文具類や制服等を販売するために売店が設置されている。

以上の事由により、公共的団体であるP T Aが公益事業として利用している駐車場、売店の使用許可及び使用料を免除したことについては、

条例、規則に則った処理であり、違法又は不当に行政財産の管理を怠った事実はなく、市に損害を与えたものではない。

(2) 請求の要旨(5)の学校事務室の一角にあるPTAの事務机の配置及び
請求の要旨(7)の真和志中学校のPTA資料室等について

学校事務室の一角にあるPTAの事務机、真和志中学校のPTA資料室、古藏中学校のPTA室、那覇中学校のPTA研修室及び首里中学校のPTA研修室については、PTA活動が円滑に行われるために、その拠点となる場所が必要と認められる。

先に述べたように、PTAは公共的団体であり、学校における教育活動や地域と協働した子ども達の健全育成等に密接にかかわるものと思われる。

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示した文部科学省の「中学校施設整備指針」において、「PTAの活動の拠点となる場として計画することが重要である」、また、「小学校施設整備指針」において、「PTA活動の拠点となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状等とすることが望ましい」とのことから、校長は円滑な学校運営を図る目的から施設の使用をPTAに許可し、PTA室及びPTAの事務机を配置している。

PTAによる施設の使用そのものが目的外使用ではないことから使用許可申請は省略されている。

また、学校の教育設備の充実、教育活動を支援することを目的に設立された「那覇中学校同窓会」、生徒の健全育成と学力向上を図る目的で設立された「那覇中学校おやじの会」は学校、地域及び家庭のパイプ役をはたし、夜間パトロールを実施する等、学校における教育活動や地域と協働した子ども達の健全育成等に密接にかかわるPTAに準じた公共的団体と認められる。

それぞれ同会長名で学校施設使用許可申請があり、教育長は、那覇市公有財産規則第30条第1項第4号及び那覇市学校施設の使用に関する規則第2条に基づき使用を許可している。

よって、この使用許可については、条例、規則に則った処理であり、違法又は不当に行政財産の管理を怠った事実はなく、市に損害を与えたものではない。

(3) 請求の要旨(6)の備品の管理台帳について

曙小学校創立20周年記念事業期成会から寄贈を受けた冷水機は備品登録してある。冷房機については、学校施設と一体化した施設の一部であり、請求人が指摘する公金の不当な支出には当たらない。

なお、委員会には備品管理において一部不適切な事務処理がみられるので今後改善が望まれる。

3 結論

以上のことから、違法又は不当に行政財産の管理を怠り、市に損害を与えたという請求人の主張には理由がないものと認める。